

児童相談所等で児童思春期の専門相談を実施している。

また、障害のある児童を保護者のもとから通わせて、社会に適応できるよう、生活・学習・運動などの指導を行う「知的障害児通園施設」「肢体不自由児通園施設」「難聴幼児通園施設」における施設支援や、障害児施設等において日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う「児童デイサービス」、保護者の疾病その他の理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となった、障害のある児童につき、施設等に短期間の入所をさせ、必要な保護を行う「短期入所」を行っている。

なお、身体に障害のある児童又は現存する疾患が将来障害を残すと認められる児童であって、比較的短期の治療により効果が期待される児童に対し必要な医療を給付している。

### 3 小児慢性特定疾患対策

小児慢性疾患のうち、小児がん等特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることからその治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費の自己負担分の一部を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。

給付の対象となる疾患は、悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患の11疾患群である。給付は、都道府県、指定都市及び中核市が契約した医療機関に委託して行うこととされている。

## 第8節 行政サービスの一元化を推進する

地方自治体においては、妊娠、出産から子どもの健全な育ちにかかわる多様なニーズや、児童虐待などの深刻な問題に的確に対応するため、子ども関連施策を担当する部署の横断的連携や、窓口、情報の一本化など、行政サービスの一元化について先進的に取り組む例がみられる。

具体的には、

市の福祉関係部局に、児童福祉所管課が実施していた家庭相談、母子家庭等自立支援相談と教育委員会青少年対策所管課が行っていた相談や補導、カウンセリング業務等を一元的に担う課を設置し、子育ての様々な負担に対する総合的な支援を展開している事例

県において、保育サービスや放課後児童クラブなどの地域の子育て支援と幼稚園に関する事務を一括して担当する課を設置

し、迅速かつ効率的に施策を実行するとともに、子どもの安全に関わる緊急的な案件については、保育所及び幼稚園に対して、市町村を通じた一括した情報の提供・収集を可能とする体制を構築した事例などがある。

こうした取組の効果としては、子育て支援施策と教育行政が一体となって家庭や地域での子育て機能の充実を図ることが可能となることや、妊娠・出産から青年期に至るまでの一貫した政策の展開が可能となることなどがあげられる。